

令和4年7月 富士宮市教育委員会定例会 議事録

1 日時 令和4年7月20日(水) 午後1時29分～午後2時50分

2 場所 市議会第2委員会室

3 出席者 教育長、教育委員及び説明のための事務局職員

4 日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

第3 議第24号 富士宮市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

第4 市議会6月定例会の報告

5 会議内容

第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

・静東教育事務所教育長会の報告

最初に、静東教育事務所教育長会の報告です。県から定年の引上げについて、資料をいただきましたので、説明させていただきます。

まず、管理職手当の支給対象の職員は、一度管理職手当の支給対象外の職に降任します。そして、この改正については、9月議会へ上程する予定とのことです。ただ、間に合わない場合もあります。これは、教職員団体との交渉だと思えるのですが、それがうまくまとまらなかったら12月議会以降となるということです。最終的な結論については、年度末に予定しているということです。令和5年度から2年に1歳ずつ定年年齢を段階的に引き上げるということ。具体的には、今年度末の年齢が59歳の教職員が対象となり、定年の年齢が61歳に引き上げられ、令和6年度末に定年退職することになります。58歳の方については、順に2年ずつ繰り上げて、今55歳以下の方からは定年年齢が65歳となる形で制度設計がされています。

次に、給与水準については、7割になります。これは、国家公務員に準ずるということですので、市の職員についても定年延長になってからはおよそ7割、30%減ということになると考えられます。教職員でいうと、最高号給が165号給ですから、それを受けている人の給料が30%減になりますと約29万円になります。ただ、校長職ですと、4級の49号給が最高号給になります。それに70%を掛けると34万円になり、一度2級の165号給を最高号給に落として掛けると29万円になります。どちらを取るかといった場合には、保障として、校長職の給料に70%を掛けた形で決まる予定です。市についても、今管理職手当を支給されている方は、同様の扱いになると考えられます。それから、手当の中で、現行の7割に減るもの、7割に減った額に定率を掛けるもの、それから7割の水準に影響されないものがあり、それを加算した結果、給与が決まってきます。

・中体連の結果

2点目は、中体連の結果です。来週の日曜日に陸上が終われば、市内大会はほとんど終わりました。残すのが駅伝と相撲になります。大会の結果を点数として加算して、最優秀賞のような形でロータリー杯があります。その中で、今候補になっているのが富士宮第四中学校、富士根南中学校、大富士中学校です。この後の陸上と相撲、駅伝まで含めて、三つ巴の状況であり、第四中学校が点数からすると少しリードしている状況です。

・今後の部活動の在り方

その他として、今後の部活動についてです。来年度の中体連の大会からクラブチームが参加しますので、受皿をどうするのか。それから、組織づくりをどうするのかについて、スポーツ振興課と学校教育課で、その段取りを協議していただきます。その後、関係団体の方に来ていただいて、話をスタートさせたいと考えています。来年度の大会から急にクラブチームが参加するということだと混乱を起こしますので、どのように参加していくのかということと相談して、秋の新人戦までにはある程度の結論を出していきたいと考えています。また、まとまりましたら定例教育委員会で報告させていただきます。

○教育委員報告

7月8日、東京の学士会館で全国市町村教育委員会連合会の第2回常任理事・理事会ということで開催されましたので、参加しました。第2回ということで、具体的な内容につきましては、特に文部科学省への要望のスケジュール並びに要望内容についての提案があり、理事会としての決定をしたところでもあります。

それから、文部科学省の各課で取り組んでいる現在の行政内容について、説明がありました。これも前回の総会と同じように、非常に短い時間の中で、質疑応答もなく、ポイントだけ説明をする形だったという印象です。

その後、質疑応答があり、その中で私が発言をさせていただきましたのは、全国市町村教育委員会連合会の構成について、過去の経緯と、それから今後の方針についてです。その内容は、東京23区やほとんどの政令市が当連合会に加入していない状況があります。顕著なのは、北海道のほとんどの市町村教育委員会が加入していない実態があります。特に今般議論になった文部科学省への要望を上げていく際に、全国の意見として、あるいは考え方として要望を上げていくのに、連合会に加入していない自治体との調整はどうなっているのかということと質問しました。そうしたところ、例えば、東京23区については、東京23区だけで協議会を持っているとのこと。また、政令市についても、政令市だけの協議会があるそうです。つまり、様々な形で組織を構成していることの報告があったものですから、それについては、特に要望するのに横の調整をした上で要望すべきだと申しました。例えば、考え方が違ったり、あるいは予算要求をするときの足並みをそろえることも必要だろうし、文部科学省に同じ子どもたちを担う立場で違った意見というものもいかなものかということから、横の連絡を取ったほうがいいのではないかとということと要望しました。

加えて、組織が別々だということについて、様々ないきさつがあつてそうなっているのですが、今後そういった統一できるものについては統一して、同じテーブルで議論したり、あるいは場合によつたら組織そのものを統廃合といいますか、そういったことについても考えていく必要があるのではないかとということも要望として申し上げておきました。

いずれにしても、今回の常任理事会で結論が出るような話ではありませんので、そういった方向について引き続き努力をしていただき、私どもとしても引き続き発言させていただきたいと思いました。会長からは、難しい案件もありますが、今後そういった趣旨に従って努力をしていきたいといった旨の発言はいただいたところです。以上です。

第3 議第24号 富士宮市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
(教育長)

「日程第3、議第24号 富士宮市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(学校給食センター)

議第24号 富士宮市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について御説明いたします。

本案は、委員の所属機関における人事異動、委員の所属団体の役員改選等に伴い、新たに御推薦いただき、富士宮市立学校給食センター条例施行規則第6条の規定に基づき、富士宮市立学校給食センター運営委員会委員を委嘱するものです。

新委員は、第1号委員に1人、第4号委員に3人、第5号委員そのほか教育委員会が必要と認める者として1人、以上の5人です。

なお、任期につきましては、前任者の残任期間である令和4年7月21日から令和5年7月20日までとなります。

よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑がありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

質疑なしと認めます。

質疑が終了しましたので、議第24号について採決をします。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の定例会に付議された議案の審議は全て終了しました。

第4 市議会6月定例会の報告

(教育長)

次に、「日程第4、市議会6月定例会の報告」ですが、事前に資料をお配りしてありますので、質疑から行いたいと思います。

質問等がありましたらお願いします。

(教育委員)

市民の知る権利を守るためにという質問についてであります。要望と確認をさせていただきたいと思います。

議会の内容については、オンデマンドで拝見をしました。そういう中で、大変重大な質疑応答がされていたと思います。この内容について、特に議事録の公開についての推移や現在の状況、教育委員会としてどのような形で取り組んできたのかについて、時系列で少し説明をしていただき、その後で要望等をしたと思います。よろしくをお願いします。

(文化課)

それでは、議員の質問に関します情報公開に関しての部分について説明をさせていただきます。

まず、本件につきましては、令和3年に会議としては終了しております。しかし、この博物館の検討委員会の会議の公開につきましては、情報公開制度の趣旨を踏まえた上で、検討委員会に諮り決定するものではありませんが、事後的な議事録よりも、公開については、より慎重な配慮が必要であったと考えておりました。また、議事録公開につきましても、行政課とあらかじめ検討した中で、議事録の公開については、富士宮市情報公開条例第7条第5号に該当するおそれがあるという指摘がございましたので、文化課としましては、これらの見解を踏まえ、議事録についても公開はしないという立場を取っておりました。

その中で、令和4年3月22日の市議会の全員協議会におきまして、議員から、富士宮市立郷土史博物館基本構想検討委員会議事録の資料請求がありました。これに当たり、行政課を通じて議会事務局から提出可能か否かの照会がございましたので、行政課と協議いたしまして、事前に検討していた内容と同様、議事録については富士宮市情報公開条例の第7条第5号に該当するおそれがあるという行政課の見解が示されました。文化課としましては、博物館整備に関して議会をはじめ賛否両論がある中で、議事録を公開することにより、委員への様々な批判が予想され、またそれらが誹謗中傷に発展するおそれもあるということで判断いたしまして、委員を守るため、非開示とするという判断をいたしました。これを行政課を通じまして議会事務局に伝え、議会事務局において提出できないという旨を回答しております。

5月16日に、市民から公文書の開示請求が提出されております。この議会からの資料請求における行政課との見解に準じまして、情報公開条例第7条第5号の市の機関の内部検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある場合ということで、こちらに該当するものと判断いたしまして、非開示として事務を開始いたしました。非開示とした理由につきましては、この規定に当てはまるということですが、当てはまると判断した理由につきましては、想定していない形で公開されるなどした場合に、誹謗中傷のおそれがあるということで判断をしております。

5月23日には、非開示との方向で検討を受けまして、議会事務局から各議員に対し、非開示文

書であることが判明した旨を通知し、資料請求はしないということで、通知をされたと聞いております。

5月27日には、先ほど5月16日の情報開示請求に対しまして部分的に開示できる部分があるのではないかという指摘があったことから、部分開示とし、発言者の氏名等のみ開示するということが6月2日に決定し、その後開示をしております。

6月8日には、先ほどの市民に対する情報開示の判断を受けまして、行政課から議会事務局に一部開示可能という判断が伝えられ、各議員に開示したものと同様の資料が配付されております。

6月17日には、議員の一般質問において、検討委員会議事録の一部開示についての質問通告がございました。これを受けまして、行政課を含め、対応を協議しております。その中で並行して、博物館の基本構想検討委員会委員に個別に連絡し、全員から公開について了承を得ております。

これらの状況を勘案いたしまして、委員会の議事録の内容を精査し、公開しても誹謗中傷につながる具体的なおそれではないのではないかということで判断を変更しております。

7月1日には、議員の一般質問に対し、資料のとおり回答しております。

それから、同日、議員の一般質問の中で、基本構想の決定について教育委員会の議決事項でないと判断した根拠法令や地域説明会で市民から出された意見が全て分かる資料、それから実施することになっている市民の意見聴取の中で出された意見が全て分かる資料の請求がございました。また、郷土史博物館基本構想の決定に関する資料には全部開示、それから検討委員会の議事録の非開示を決定した開示請求の決裁文書の写しということですが、こちらは一部開示しております。一部開示というのは、申請者の氏名等は見えないようにしてございます。

それから、富士宮市立郷土史博物館基本構想のための検討委員会の会議の非開示を決定したことに関する文書ということなのですが、こちらは不存在ということで非開示となっております。以上です。

(教育委員)

時系列に今説明があったわけですが、今新たに理解したということは、議員が3月22日、全員協議会で説明を受けた後、資料請求をされたということ。それから、5月16日に市民が請求をされたことと今説明があったことです。それから、その間、部分開示を決めたこと、その後、6月17日には議員から質問通告があり、その内容については7月1日に一般質問されたということですね。

それでは、最後の話で、6月17日の通告から7月1日の間までに、あるいは6月17日の通告をされた後、今までの参加者の名前だけ出すと。つまり内容については、今後率直な意見の交換が不当に損なわれるおれがあるというふうに、6月17日の段階では考えていたのですか。

(文化課)

6月17日の段階では、こちらはまだ危険はあるというふうに私は考えておりました。

(教育委員)

そこで、各委員の了解を取るべきという意見もあって、各委員の意見を聞いたところ、開示について了解を得たことにより、率直な意見が疎外される新しい重要な事態が生ずるとは思えないというふうに判断をし、今回全面開示に至ったという流れなのではないでしょうか。

(文化課)

委員のおっしゃるとおりです。

(教育委員)

市民の要求に対しても、その内容は伝わっているのですか。要するに2番目の請求があった、市民からの回答についても全面開示をしました、あるいはもう一度請求していただければ開示しますというふうに伝えてあるのですか。

(文化課)

最終的にどういう回答があったのか確認はできておりませんが、私どものほうからは、お伝えはしてあります。

(教育委員)

流れについては分かりました。その上で、私の要望と、それから確認をさせていただきたいと思えます。

1つは、今の推移をお聞きしますと、開示される前から、この案件については非開示としていきたいという、その意思決定があったと冒頭おっしゃったわけです。そもそもそこが雑な考え方であろうかと思えます。つまり議会の中での答弁もありましたが、基本的には行政で行っている内容については開示が前提だというふうにまず考えるべきであって、その中で非開示にしなければならぬものは何なのかと。つまり考え方が逆転しているのです。まず、非開示の必要があると根拠もなく決めて、その上で開示できるかどうか、開示できるものは、この部分はできるねというふうに進んできたように見えます。そもそもこの考え方が粗末です。全く逆で、基本的には全て公開したいと。しかしながら、個人の情報だったり、あるいは進展に重大な問題が生ずる可能性があるため、その部分に関しては非開示にするとか、あるいはその部分については取扱いをこのように変えていこうというふうに物事を考えないと、情報公開条例の趣旨からして、極めて不十分だという印象を持たざるを得ないです。

それは、先ほど言いましたように、議会の中で部長も副市長も答弁をしていました。あるいは市長にまで開示に関する誤りを認めますということをお話ししたような行政の考え方に非常に私は失望したのです。そもそもそういったことを我々側が十分想定をせずに、最初から、もめるかもしれないから、おそれて非開示にしようという発想が基本的に間違っていたということについては、ぜひこれからは考え方を改めてもらいたいと思えます。この間の流れについては、当局、教育委員会ということで我々もその構成メンバーになっているわけですので、私どもも含めて猛省を求めたい。これだけはぜひお願いをしたいと思えます。

今回の教育委員会のことだけではなくて、富士宮市の行政に関する市民の不信、情報に対する取扱いが、教育委員会のみならず行政全体に今回は悪い影響を及ぼしているというふうに言わざるを得ないと思うのです。その原因たる教育委員会として、これについては本当に今後は考え方をきっちりと変えて、先ほど申しましたように、基本的に公開すると。何でもみんなに伝えていくという前提に立って、よほどのことがない限りは、それを遵守するという考え方で物事を進めていっていただきたいと思えます。それが私の要望の一つです。

それから、2つ目は、これは議員とのやり取りがありましたけれども、今回の案件というのは、

教育委員会から教育長に対する委任事務であったかどうかということの確認をさせていただきたいと思います。つまり、規則の第2条にある委員会に諮るべき事案ということで、3月の定例会では議題として今回の博物館構想についての提出があったわけです。それから4月については、全員協議会の報告を中心に定例会で聞くことができました。この案件というのは、委員会に諮るべき内容だというふうに考えているのか、それとも適時に教育委員会に報告すれば済む委任事務の一つだというふうに考えているかということをお聞きしたいと思います。

(文化課)

先ほどの御指摘については、私どもも猛省したいと思います。御指摘ありがとうございます。

次に、決定に関しての判断ですけれども、まず事務に関しましては、今回の基本構想の決定というのは、教育長への委任事務ということで考えております。

(教育委員)

つまり、教育長の委任事務であるのだけれども、それを規則にあるところの教育長が必要と認めたものについては、教育委員会に諮ることができるという規定があります。それによって今回の議案が諮られているのかというところを確認したいわけです。

(文化課)

分かりました。私どもとしましては、規則第1条第2項の、教育長は、前項の規定により委任された事務のうち、重要なものについて管理及び執行の状況を教育委員会の会議に報告しなければならないという規定がございます。こちらで報告をするということで考えておりました。

(教育委員)

つまり、諮っているわけではなく、報告すればいいと判断をしているということでも理解すればいいですね。

なぜこんなことを申し上げるかということ、議会のやり取りの中で、教育委員会が決めたことだけれども、決定はどういうふうにしたのかとか、あるいはその根拠は何なのかと質問されたときに、あまりにも明確な回答がない。今の話をすればいいのですよ。要するに教育委員会に諮ることではなくて、教育長に委任された事務で教育長が決裁をしたのだから何の決裁上の不手際もありません。なお、教育委員会については、適宜報告をしてあるところであり、その中で意見を求めましたと言えば、何の手續もおかしくないではないかという話になるわけです。つまり、そもそもこの規則にのっとりた形で皆さんが今回の案件をきちっと捉えていないから、あのような質問になるのだらうと、私は聞いていて歯がゆかったです。例えば、教育長に委任するには、事が大きすぎるのではないかと、それでいいと思っているのかという質問が出る可能性があります。そうしたら、それについては、改めて教育委員会のほうで審議しますと言えばいいわけで、むしろそこは突っぱねてもよかったなと感じたところです。

今後は、今の話のように、(仮称)富士宮市立郷土史博物館については、教育委員会に諮るべきものではなくて、適時報告するものというふうに進めていくということで我々は理解をします。あえて言わせていただくと、今回のように開示請求の問題も含めて、大きな問題が起きそうな場合は、随時教育委員会のほうに情報を提供していただきたい。あるいは定例会の中で報告をしていただき

たいと思います。

それから、3つ目ですけれども、議会のやり取りを見ていて疑問に思った点がありました。それは何かといいますと、先ほども言いましたように、基本的には全て公開しますということで今後進めていくことについては、そのとおりだと思いますし、私も賛成です。それは、会議後の資料の公開なのか、あるいは会議そのものの公開なのかというところが、教育部長の答弁書を読むと、極力会議の公開はしない方向でいきたいというふうに読める言葉が書いてあります。会議のやり取りを聞いている限りは、そのように明確に質問者に伝わっているのか疑問を持った点があります。しかし、これについても教育委員会当局としての考え方をきちっと明確にして、その上で今後、例えば傍聴要求があったり、あるいはリモート参加による参加要求があったり、そういったときにあやふやな対応ではなくて、こういう理由で開示はしません、あるいは公開しますとか、そういったことをきちっと決めておかないと、また同じような形でやり取りが混乱をして、その結果、教育行政全体に対する、またもや信頼を失うことになる可能性があるものですから、そこについてはきちっと考えてもらいたい。今の段階で、会議の公開についてはどういうふうに考えているのでしょうか。

(教育部長)

議会でも答弁したとおり、会議については参加者等の状況によって公開しないことも考えられると思っています。ただ、その中の参加の状況とか、会議がどういうふうに、どういうメンバーでやると決まった段階で公開もありますし、同じことの繰り返しになりますけれども、公開しないというのを検討していきたいと思っています。その際また、皆さんに御相談して御意見を伺うようなことも考えたいと思っています。

(教育委員)

答弁どおりのことをおっしゃったと思うのですがけれども、私はもう一歩進んで、原則資料公開だけで進みたいと、例えば、そういう姿勢でいいと思うのです。今の話のように、例えば参加者によったり、進展状況によって開示の場合もありますという言い方をすると、なぜそうなのかと。どこでそれを判断するのかという話になるわけです。だから、それは一度外に発言した内容から見れば、例えば原則自由な発言を担保する、あるいは参加者も様々な年代などにもお願いをする可能性もあるので、原則的には会議の公開はしないと。しかしながら、各委員の了解を得たときには開示する可能性がありますとか、何か少しその話を決めてかかる。そうしておいたほうが混乱しないと思うのです。今回の流れから見ても、やはり発言した先生方が了解してくれたということが唯一情勢が変わった、条件が変わったことなのです。それは誰も理解をしてくれると思うのです。

例えば、私が言っているように、行政の資料は全て公開すべきだと言っても、公務員として言ったことならともかく、そうではなくて、委嘱をされて、つまり委員として学術的な立場で、あるいは市民として発言してくださいといったときに、その人が私の発言はプライベートなので公表しないでくださいと言ったら、それはするべきではないと思うのです。だから、例えば委員会をつくるときにも、それを前提に、原則公開でいきますが、了解してくださいということを了解してもらったとか、その上で例えば、自分の学究に関わること、あるいは自分のプライバシーに関わることについては確認をした上で、了解を得て公開しますということだっただけ考えられると思うのです。そういったところを少しもう一歩進んだ形で、これから随時誠意を持って考えていきますと、つまりこれだけ問題になっているわけです。この後どうするのかという話です。例えば市長もおっしゃって

るのは、建設ありきではないということもあるし、それから附帯決議で、進捗状況については、その情報は残らず皆さんに開示しますということを行っているわけですから、そういう意味では一般論だけではなくて、少し踏み込んだ意思を事務局は持っていたほうが良いと思うのです。そこは3つ目の要望になりますが、そんなふうに取り扱いをお願いしたいと思います。

(教育長)

ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、ないようですので、これで質問を終わりにします。